

- 予算案件 2件
- 条例案件 9件
- 人事案件 1件
- その他案件 4件

この定例会には、令和6年度一般会計補正予算、条例の一部改正、指定管理者の指定など16議案が市長より提出され、いずれも原案のとおり可決・同意・承認されました。質疑と答弁の要旨の一部は次のとおりです。QRコードを読み取ると議案質疑の録画映像をご覧ください。



議案
第1号

令和6年度 旭市一般会計補正予算

本庁舎のレイアウト変更等に係る経費を補正

マイナナンバーカード交付・更新に係る受付カウンター設置と、こども家庭センターの開設に伴う本庁舎2階のレイアウト変更等に係る経費を補正する。

問 マイナナンバーカードに関する受付とはどのような業務なのか伺う。

答 マイナナンバーカード内に記録されている電子証明書は、カードの発行から5回目の誕生日まで有効。更新手続きは市役所の窓口で行う。令和6年度末からマイナポイントを付与する施策時にカードを取得した方の更新時期が到来し、住民票や戸籍関係と同時に受付を行うと、市民生活課の窓口カウンターが常時塞がった状態となってしまうため、玄関ホール内に更新受付のためのカウンターを設け、受付窓口を分散させ、待ち時間の軽減を図る。

問 マイナナンバーカードの受付は、どれほどの利用者を見込んでいるのか。

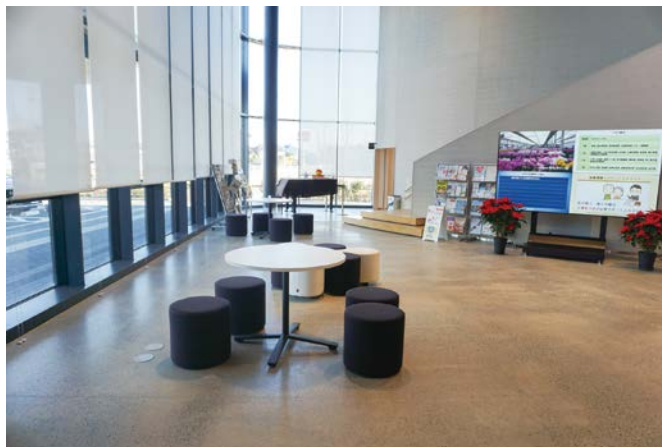
答 一月当たり900人から1000人を見込んでいる。

問 市民ホールや会議室など、活用できるようなスペースがないかというのは検討したのか。

答 マイナポイントの第1弾の期間と第2弾の期間があり、第2弾の終わりでまですると、令和9年度まで更新手続きは続く。令和9年度までは3年以上を要し、会議室をこの事務のためだけに占有するということができなかった。また、本庁舎以外の建物についても検討はしたが、カードの管理等について、なるべく紛失や盗難などの危険がないように本庁舎内で行いたいと考えている。

問 受付カウンター設置の具体的な工事内容について、詳細を伺う。

答 本庁舎1階、正面玄関を入って左側に、3人分のマイナナンバーカード受付カウンターや低いパーティションなどを設置する予定。



マイナナンバーカード受付カウンター設置予定の玄関ホール

問 入り口付近への受付設置に伴う動線の変容についてと、環境及び衛生面での取り組みはあるか伺う。

答 エントランス付近は急増した更新手続きの市民で、多少は混雑することになるが予想される。ただ、混んできたときには、市民生活課の窓口の前に案内係を1人立て、整理を行う。環境面については、現在も行っている環境と衛生対策を実施し、空気環境や明るさの測定などを行う。また、玄関スペースが狭くなると混雑することを防ぐため、カウンターを玄関の窓側に寄せて、受付業務を行いたいと考えている。

問 カウンターとパーティションで57万2000円とのことだが、こんなに高額なものではなく、簡素なものではないか。

答 更新の受付カウンター、疑義や書類を受け付ける3か所のカウンター、申請書を作成するパソコンなどを置いたカウンターの計5つのブース的なもので、そこに机や椅子、そういったものを配置した際に、全部で578万円ほどかかる。

問 3年間の増設場所として578万2000円というのがどうなのか。

答 玄関ホールは市の顔、皆さんが入ってくる場所なので、そこにどういったものが必要かを十分に考慮し、この3年間だけではなく、今後でも使用できるといようなことも考えた上での設置。

問 ども家庭センターとはどのような事業か伺う。

答 ども家庭センターは、母子保健と児童福祉の両分野の一体的な運営を行うことにより、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもに対して、妊娠期から子育て期に係る切れ目ない支援を行う事業。

問 ども家庭センターは、どれほどの利用者を見込んでいるのか。

答 子育て支援課には1年間で電話等を含み約3000件の相談があり、健康づくり課には出生が年間約400件となっている。

問 ども家庭センターの具体的な工事内容について、詳細を伺う。

答 今の想定では健康づくり課と子育て支援課の間ぐらゐに設置する予定。レイアウト変更に伴う庁舎のサインや受付カウンターの新設、電話機の増設などの改修を行う。

ふるさと応援寄附金の増加見込みに伴い、返礼品等の経費を補正

問 本市ではふるさと納税について様々なPR活動など膨大な税金を投入しているのですが、当初予算が見込み違いではなかったのか、担当課の見解を求めます。

答 ふるさと応援寄附の実績を基に伸び率を考慮して当初予算を組んでいる。今回の補正は本年度上期分の市外個人分の寄附の金額が、昨年の実績と比較して140%程度の伸びとなっていることから、

本年度全体の寄附金に係る経費の見込み額と当初に見込んだ額との差を補正する。

問 当初予算時より増加した返礼品目や増加を見込む返礼品目を伺う。

答 返礼品については、やはり人気なのがハマグリとなっている。



返礼品として人気のハマグリ

議案
第2号

旭市議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部改正

期末・勤勉手当の支給率を改定

今定例会では議案第2号のほか、議案第3号から議案第5号において、令和6年の人事院勧告及び千葉県人事委員会の勧告の趣旨に基づき、民間給与との較差を埋めるため特別職、一般職、会計年度任用職員についても期末・勤勉手当等の引き上げを行う。

問 議案第2号から議案第5号までについて、令和6年の人事院勧告及び千葉県人事委員会の勧告の趣旨、特に民間準拠の捉え方についての見解を伺う。

答 人事院勧告の趣旨とのことだが、公務員においては労働基本権が制約されているため、その代償措置として公務員の適正な処遇を確保するために行われる。また、民間準拠については、地方公務員法において、都道府県、政令指定都市には必ず人事委員会を設置することとされているが、人口15万人未満の旭市においては、人事委員会を設置していないため、情勢適応の原則に基づく民間企業との給与水準の均衡を図るため、人事院勧告、千葉県人事委員会の勧告に準拠している。

問 本市では市内の実情を調べたのか。

答 総務省からの通知では、給与決定の考え方から言えば、何らかの形で市内民間企業の給与を調査し、当該市町村の職員の給与と比較して給与決定を行うことが理想ではあるが、市町村単位で民間給与を調査することは、考慮すべき民間事業者が大きく偏在しているとともにサンプル数が制約されていること、そのようなデータ的な信頼性なども含めて、調査をしようとする市町村にとって物理的、人的、財政的に負担が大きいことを踏まえると、調査は現実的ではないというところで、ご理解いただきたい。

問 市内の民間事業者の実態とかけ離れたことがないような取り組みをお願いしたい。せめてポーンナスの実態は、アンケートでも調べる気はないものか。

答 考慮すべき企業にそれぞれの調査をかけるということになると、どんな調査をしたらいかなど、いろいろな負担が出てくる。そうすると物理的にも人的にも財政的にも負担が大きくなってしまうというところで、ポーンナスの調査も今のところ考えてはいない。

議案
第6号

旭市使用料及び手数料に関する条例の一部改正

道の駅 季楽里あさひに関する使用料を改正

平成27年の供用開始以来、全面的な使用料の見直しを行っていなかったが、令和7年4月からの指定管理期間の更新にあたり改正を行う。

問 使用料の値上げによる生産者や市民への影響について伺う。

答 テナント施設以外の飲食提供施設や農水産物等販売施設は、現在の方式が変わらなければ利用料金の変更はない。テナント施設は今後利用者と協議を行い料金を決定していく予定。市民については、改正による影響はないものと考えている。ただし、出荷者等、個別の事情により物品の値段が上がっているケースは

あると聞いている。

問 市民や生産者への影響等はないとのことだが、具体例を挙げて説明してもらいたい。

答 野菜で考えると、出荷者は野菜を持っていった、直接販売をしているわけではない。道の駅が販売を請け負い、道の駅に並べて料金を回収して手数料を取っている。手数料は、この使用料ではなく、出荷規程に定められており、物品によって異なるが、15%から30%の手数を道の駅がもらっている。今回の使用料は、例えば出荷者が道の駅のスペースに物を置いて、自分で販売をして料金を徴収し、自分で販売手数料を指定管理者に払う場合で、実際はそういったやり方を現状していない。

議案
第11号
指定管理者の指定(旭市飯岡刑部岬展望館及び上永井公園)

新たに飯岡展望館等を指定管理に

指定管理者の公募を行い、総合的に評価し審査を行った結果、株式会社塚原緑地研究所を指定管理者候補者に選定。

問 なぜ今回この施設を指定管理施設として民間の業者に業務をさせるのか。

答 展望館は年間約30万人の来場者があるが、既に横ばい状態で観光客の滞在時間も短いといった課題等がある。そういった課題に対し、民間のノウハウや

アイデアを活用して、魅力向上、施設の有効活用というところを目的に指定管理を導入する。

問 本来ならば、市内事業者に指定管理をやってもらうべきと思うが、市内事業者への声のかけは行ったのか。

答 市のホームページと日本PFI・PPP協会のホームページに載せて周知をした。

問 施設の利用料は、事業者を通して徴収するということなのか。

答 利用料については、事業者の努力を促し、利用者の増と施設の価値を高めるために、指定管理者の収入とするにとしている。

問 市が支払う指定管理料1594万2000円について、自主事業の経費は含まれているのか。

答 指定管理料は現在の維持管理等に係る経費の積み上げ、自主事業の経費は含まれていない。自主事業については、事業者が行うことで指定管理料とは別に収入を得る、いわゆるインセンティブになると考えている。

問 自主事業により黒字になった場合、市への還元を期待しているのか。また、赤字になった場合は市として財源を補填するのか。

答 募集の際に黒字になった場合の還元等があれば提案してもらいたい旨伝えたので、お金ではなく施設の備品や簡単な修繕、工事、そういったところで

の還元の提案もあった。



新たに指定管理になる飯岡展望館

議案
第12号
指定管理者の指定
(道の駅 季楽里あさひ)

引き続き道の駅 季楽里あさひを指定管理に

道の駅の管理運営を行うことを目的に市が資本金の約70%を出資して設立した公共性・公益性が高い事業を行う法人であり、道の駅開業からこれまで良好な運営実績がある株式会社季楽里あさひを指定管理者候補者に選定。

問 公募をしない根拠、市として考えていない理由を伺う。

答 株式会社季楽里あさひの設立目的、過去の良好な管理実績を考慮した結

果、この法人は施設の設置の目的を効果的かつ効率的に達成すると認められると判断し、旭市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第5条により、公募によらない指定管理者の候補者の選定を行うこととした。

問 審査結果について、100点満点中の70点、この得点というものの評価をお願いしたい。

答 基準である60点を超えている70点なので、評価はいいものだというふう

問 季楽里あさひは、いわゆる第三セクターだと思う。第三セクターは地方公共団体が40%以上を出資しているというのが一般的だが、市が株を70%持っている根拠を伺う。

答 道の駅は売上げだけが目標ではなく、休憩施設だったり情報発信機能、地域の連携機能をあわせ持つ施設で、公共性が高い部分があるため、市の割合が高くなった。あとは、販売を手助けしてもらいたいところに声をかけて、その割合になっている。

問 これだけ市が株を持っていたら、民間は出てこれられない。民間活力の活用ができていないというふう思う。

答 民間活力については、株主はこういった割合になっているが、今の運営の仕方でも一部分に民間が入ってくるようなやり方も検討はできると思う。その辺は今後協議していきたい。

問 季楽里あさひは、いろんな面で地元
に貢献していると思う。ただ、買っ
ている方から不満も出ており、問題点も
ある。これから、ぜひもっとよくなるよ
うに改善してもらいたい。

答 施設としてよい施設になってもらい
たい、これについては会社もそうだ
が出荷している方、出荷者協議会の方、
またお客さん、市も含めて、それぞれみ
んなでよい施設にしていきたいというふ
うな思いでやっている。会社のほうも、
その辺はしっかり考えているので、引き
続きよくなるよう話し合いをしながら進め
ていきたい。



引き続き指定管理になる季楽里あさひ

**引き続き海上キャンプ場等を
指定管理に**

指定管理者の公募を行い、総合的に評
価し審査を行った結果、株式会社塚原緑
地研究所を指定管理者候補者に選定。

問 ここは清瀬トンネルが開通して非常
に便利になった。今回、指定管理者
を外し、市が開発を広げ、その地域を本
当に住みやすいところにしていく、そう
いうような考えはないか。

答 市としては直接ではないが、指定管
理の業者と連携しながら進めていき
たい。まずは道路整備等の計画も進めて
いるので、直営という形ではないが、整
備を進めていきたいと考えている。

問 指定管理料が2345万円というこ
とだが、市が管理運営するとしたら
幾ら経費がかかるのか。

答 指定管理料の上限ということで、2
345万円を計上している。市がや
るとなれば、その金額とっている。

問 黒字になった場合、市への還元をど
のように考えているか。また、赤字
になってしまったら、どういう対応を取
るつもりなのか。

答 金額として利益の還元は求めている
ない。利益が出なかった場合について
も市からの補填は考えていない。施設の
利用料、自主事業等による収入が全て指
定管理者の収入となる。多くの利益が出
た場合は利用者が多くなり、利便性が向

上したものと考える。

議案
第15号

**専決処分の承認(令和6年
度旭市一般会計補正予算)**

衆議院議員選挙等の経費を専決

10月9日に衆議院が解散したことに伴
い、衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判
官国民審査に係る経費について、10月9
日に専決処分した。

問 看板書替委託料、システム改修委託
料、ポスター掲示場設置撤去委託料
この3点の詳細について伺う。

答 看板書替委託料は、国道126号沿
いに設置してある選挙啓発看板1基
の看板表示内容を選挙統一標語に書きか
えるために計上したもので、選挙ごとに、
書きかえを行っている。システム改修委
託料は、開票所で使用する開票集計シス
テムの改修作業のために計上したもので、
法改正による様式等の変更に対応するた
めのもの。ポスター掲示場設置撤去委託
料は、ポスター掲示場の設置と撤去作業
のために計上したもので、市内を3地域
に分けて、建築土木業者等に委託してい
るもの。

問 今回の投票率に対する見解を米本市
長に伺う。

答 投票率は令和3年度と比較すると若
干下がっているが、平成29年度と比
較すると高くなっている。これは様々な

ことが影響していると考えているが、いず
れにしても民意を広く酌み取るという点
で、少しでも投票率を高くしていくよう
な努力は、引き続き続けていきたいと考
えている。

問 令和7年は旭市の市長選挙があるが、
担当課長に見識を伺う。

答 今回の選挙に関しては、短い期間の
中で執行せざるを得なかったという
ことで、投票率の向上に向けた十分な検
討が難しかった面も多少はある。今後に
についても、投票率向上に向けた工夫など
については、きちんと予算計上した中で
対応できるように努めていきたい。



書きかえを行った
選挙啓発看板

お詫びと訂正

議会だより75号の掲載内容につ
いて、下記のとおり不適切な表
現がありましたので、お詫びし
て訂正いたします。

【訂正箇所】15ページ下段、「県が
招致を目指す「全国豊かな海づく
り大会」への取り組みについて」の
問

(訂正前)平成天皇

(訂正後)上皇陛下